

平成 29 年 度

事 業 報 告 書

地 方 競 馬 全 国 協 会

概 要

平成 29 年度は、第二期競馬活性化期間の最終年度にあたることから、これまでの取組を踏まえ、地方競馬のさらなる活性化（地方競馬が自立して将来にわたり継続、発展するための基盤構築）を図るため、競馬法改正に向けて農林水産省のもと競馬主催者と一体となって取り組み、臨時措置の延長がなされた。また、これに併せて競馬活性化計画書を取りまとめ、指針の一つとなる「競馬開催日程及び番組編成の調整方針」を改定するとともに、新たな活性化期間において課題となる「地方競馬の魅力の向上」を果たすため、「地方競馬における強い馬づくり計画」を地方競馬全体の目標として策定した。さらに、地方競馬共通のインフラ整備として、第 2 期地方競馬共同トータリゼータシステム及び第 2 期地方競馬統合ネットワークシステムの稼働を実現した。

こうしたなか、平成 29 年度の重点事項である、①公正確保の強化、②競走馬及び厩舎関係者の確保、③地方競馬の魅力の向上及び伝達については、以下の取組状況である。

まず、①公正確保の強化については、登録、免許、養成の各業務や専門職員の派遣による公正かつ円滑な競馬開催の支援業務等を適切に実施した。しかし、平成 29 年度においても禁止薬物陽性馬の発生や、地域住民の安全を脅かすような放馬等の事故が発生したことから、「全国公正確保対策推進会議」を設置して、地方競馬一丸となって不祥事案の発生をゼロとする取組を進めた。

次に、②競走馬及び厩舎関係者の確保では、軽種馬の価格高騰という状況下、優良 2 歳馬導入促進事業等により、競走馬確保に向けた一定の下支えを果たすとともに、騎手養成課程に係る年二期制の復活や若手騎手を対象としたシリーズ競走を日本中央競馬会（以下、「J R A」という。）と協力し、騎乗機会の確保や技術向上に資する取組を実施した。

③地方競馬の魅力の向上と伝達として、主要な競走へ有力馬を誘導する競走振興事業への取組や年間広報展開、更には主催者と連携した各種共同広報への取組を実施した。

これに併せ J R A との連携協調をはじめ、競馬の実施のために必要なトータリゼータ等システムの円滑な運用のための関係者間の調整・支援とともに機器のサポート期間終了に備えた次期システムの構築に係る主催者との協議などを行った。一方、競馬の開催によって得られた交付金を活用して、馬の改良増殖、畜産の振興及び競走馬生産振興に資する事業を着実に実施した。

なお、平成 29 年度の地方競馬は、14 主催者 14 競馬場において、260 回（前年度同回）、延べ 1, 290 日（前年度同日）開催された。（資料第 1 表参照）

売得金額の総額は、5, 525 億円（前年度 4, 870 億円）で 6 年度連続して対前年度を上回るとともに、全ての主催者の売得金額も前年度を上回った。特に在宅投票については、3, 793 億円（前年度 3, 069 億円）となり、総売得金額の 68% を占めるようになった。（資料第 1 表参照）

その結果、1号交付金52億5千万円（前年度45億2千万円）、2号交付金17億4千万円（前年度15億2千万円）で、交付金総額は69億円9千万円（前年度60億円4千万円）となった。（資料第2表参照）

I. 業務内容等

1. 業務内容

地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進を図るとともに、馬の改良増殖その他畜産の振興に資することを目的に、以下の業務を行うこととされている。

- ① 馬主及び馬を登録すること。
- ② 調教師及び騎手を免許すること。
- ③ 調教師及び騎手を養成し、又は訓練すること。
- ④ 審判員その他の地方競馬の実施に関する事務を行う者を養成し、若しくは訓練し、又は主催者の要請に応じて、これらの者を派遣し、若しくはそのあっせんをすること。
- ⑤ 競馬の開催回数、一回の開催日数、開催の日取り及び競走の編成その他競馬の開催に関し、主催者間における必要な調整を行い、又は主催者に対して必要な助言を行うこと。
- ⑥ 主催者が共同して利用する競馬の事業のための施設又は設備の設置又は整備を行うこと。
- ⑦ 地方競馬に関する調査及び研究を行うこと。
- ⑧ 認定都道府県等が認定競馬活性化計画に基づいて行う事業につき、その経費を補助すること。
- ⑨ 馬の改良増殖その他畜産の振興に資するための事業につき、その経費を補助すること。
- ⑩ 交付金の受入れを行うこと。
- ⑪ 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- ⑫ 前各号に掲げるもののほか、協会の目的を達成するため必要な業務を行うこと。
- ⑬ 主催者からの委託を受けて競馬の実施に関する事務を行うこと。

2. 主たる事務所等の所在地

- ① 主たる事務所 東京都港区麻布台2丁目2番1号
- ② 附属機関 地方競馬教養センター
栃木県那須塩原市接骨木443

3. 資本金 該当なし

4. 役員状況（平成30年3月31日現在）

定数：理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 5 人以内、監事 2 人以内

役 職	氏 名	就任年月日 及び現在の任期	経 歴
理事長	塚田 修	平成 28 年 4 月 1 日就任 任期 平成 28 年 8 月 1 日 ～平成 31 年 7 月 31 日	昭和 54 年 4 月 目黒区入庁 平成 23 年 12 月 特別区競馬組合副管理者 平成 27 年 12 月 退任
副理事長	三浦正充	平成 29 年 8 月 1 日就任 任期 平成 29 年 8 月 1 日 ～平成 32 年 7 月 31 日	昭和 59 年 4 月 農林水産省入省 平成 28 年 6 月 林野庁林政部長 平成 29 年 7 月 大臣官房付 平成 29 年 7 月 退職（役員出向）
理事	川崎泰彦	平成 28 年 4 月 1 日就任 任期 平成 28 年 8 月 11 日 ～平成 30 年 8 月 10 日	昭和 54 年 4 月 神奈川県入庁 平成 24 年 4 月 神奈川県政策局参事監 (神奈川県川崎競馬組合副管理者) 平成 26 年 4 月 県央地域県政総合センター 所長 平成 28 年 3 月 退職
理事	留守 悟	平成 28 年 11 月 1 日就任 任期 平成 28 年 11 月 1 日 ～平成 30 年 10 月 31 日	昭和 53 年 4 月 地方競馬全国協会採用 平成 26 年 4 月 総務部長 平成 28 年 4 月 総務部参事 平成 28 年 10 月 退職
監事	上村敏之	平成 28 年 4 月 1 日就任 任期 平成 28 年 8 月 1 日 ～平成 30 年 7 月 31 日	昭和 61 年 7 月 自治省入省 平成 26 年 1 月 (一財)自治体国際化協会 交流支援部長 平成 28 年 3 月 退職（役員出向）
監事 (非常勤)	杉野繁治	平成 28 年 4 月 1 日就任 任期 平成 28 年 11 月 1 日 ～平成 30 年 10 月 31 日	昭和 51 年 4 月 地方競馬全国協会採用 平成 21 年 4 月 公正部長 平成 24 年 6 月 (公社)日本馬事協会 専務理事 平成 28 年 3 月 退職

5. 職員の状況

平成 29 年度末職員定数：128 人（実員：109 人）

6. 協会の沿革

昭和 37 年 8 月 地方競馬全国協会設立(東京都港区芝西久保桜川町)

昭和 30 年代の地方競馬の進展に伴い、

- ① 都道府県別に行われていた馬主及び馬の登録並びに調教師及び騎手の免許の全国的な統一を行うこと
- ② 主催者毎に行っていた調教師及び騎手、審判員等地方競馬の開催のための専門職員の養成・訓練の業務を全国段階で実施すること
- ③ 地方競馬の売上金の一部を交付金として受入れ、各畜産地域における馬の改良増殖その他畜産の振興に資する事業に対して補助をす

ること

以上の必要性から、競馬法の一部改正により、地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進を図るとともに、馬の改良増殖その他畜産の振興に資することを目的に特殊法人として設立された。

昭和 39 年 11 月 附属機関の騎手教養所(現地方競馬教養センター)を東京都八王子市から栃木県塩谷郡塩原町に移転

昭和 39 年 12 月 主たる事務所を東京都港区麻布台に移転

平成 20 年 1 月 特殊法人から地方共同法人へ法人格変更

平成 17 年 12 月に閣議決定された行政改革の重要方針を受け、平成 19 年に競馬法が改正され、協会は主催者が主体となって運営する地方共同法人とされた。

7. 設立の根拠 競馬法 (昭和 23 年 7 月 13 日法律第 158 号)

8. 主務大臣 農林水産大臣

9. 運営委員会の概要 (根拠規定：競馬法第 23 条の 17～第 23 条の 23)

運営委員会は、協会の意思決定機関として、定款の変更、業務方法書の作成及び変更、予算及び決算、事業計画の作成及び変更等の重要事項を議決する。

<運営委員会委員>

- ① 運営委員会は、運営委員 9 人以内で組織する。
- ② 運営委員は、競馬を行う都道府県等の長 7 人以内、学識経験者 2 人以内をもって充てるものとする。
- ③ 運営委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

氏名	職名等	備考
高橋はるみ	北海道知事	
達増拓也	岩手県競馬組合管理者	岩手県知事
松原忠義	特別区競馬組合管理者	大田区長
中島正信	神奈川県川崎競馬組合管理者	神奈川県副知事
大村秀章	愛知県競馬組合管理者	愛知県知事
金澤和夫	兵庫県競馬組合管理者	兵庫県副知事
池田英雄	佐賀県競馬組合管理者	佐賀県副知事
内藤邦男	学識経験者	一般社団法人 J A 共済総合研究所理事長
塚田修	学識経験者	地方競馬全国協会理事長

(平成 30 年 3 月 31 日現在 任期：平成 32 年 1 月 9 日)

10. 評議員会の概要（根拠規定：競馬法第23条の34から35）

評議員会は、理事長の諮問に応じ、協会の業務の運営に関する重要事項を調査審議するほか、協会の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

＜評議員会委員＞

- ① 評議員会は、評議員12人以内で組織する。
- ② 評議員は、学識経験を有する者のうちから、理事長が農林水産大臣の認可を受けて任命する。
- ③ 評議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

氏名	職名等
有吉正徳	株式会社朝日新聞社東京本社スポーツ部記者
近藤康二	公益社団法人中央畜産会常務理事
醍醐伸之	一般社団法人日本地方競馬馬主振興協会会長
田中芳郎	胆振軽種馬農業協同組合代表理事組合長
丹波義彰	一般社団法人神奈川県畜産会専務理事
野口孝	全国公営競馬調教師会連合会会長
林晶子	株式会社瑞光つなぎ温泉四季亭専務取締役
益満宏行	公益社団法人日本軽種馬協会副会長常務理事
廻洋子	敬愛大学国際学部教授
山本武司	一般社団法人岩手県馬主会会長
渡辺志津子	タレントエージェンシー プレスユウ 代表

（平成30年3月31日現在 五十音順 任期：平成32年2月29日）

11. 地方競馬活性化会議の概要（根拠規定：地方競馬全国協会定款第31条）

地方競馬活性化会議は、運営委員会の議決を経なければならない事項について、あらかじめ審議するとともに、運営委員会で議決された事項に関し、その円滑な実施を図るため必要な事項について審議する。

併せて、地方競馬の振興に係る諸施策の協議等を行う。

本会議は、主催者における競馬の実施に係る実務責任者で構成する。

12. その他委員会の概要（平成30年3月31日現在）

常設の委員会として、馬主登録審査委員会、調教師・騎手免許試験委員会、騎手候補生入所試験委員会、畜産振興補助事業審査委員会及び畜産振興補助事業評価委員会を設置している。

II. 事業実施状況

1. 競馬の公正かつ円滑な実施に向けた業務

お客様が地方競馬を楽しみ、安心して参加できるよう、競馬の公正確保の徹底を図るとともに、競馬の円滑な開催に向けて支援を行った。

(1) 馬主及び馬の登録を厳正かつ迅速に行った。特に馬主登録については関係団体と密接に連携し、馬主登録拒否事由該当者の排除に努めるとともに、馬登録については引き続き名義貸借の防止に積極的に取り組んだ。

① 馬主の登録

馬主登録の申請に対し、厳正かつ迅速に手続きを行い、331 件を登録した。また、時効等により 338 件を抹消し、平成 30 年 3 月末現在の馬主の登録数は、4,570 件となった（資料第 3 表参照）。

さらに、JRA の協力を得て、新規中央競馬登録馬主に対して地方競馬への勧誘を行い、申請のあった 36 件について審査の上、登録した。

② 馬の登録

馬の登録については、4,922 頭を登録し、4,459 頭を抹消した。この結果、平成 30 年 3 月末現在の馬の登録数は 11,473 頭（サラ系 10,563 頭、ばんえい 910 頭）となった。（資料第 3 表参照）

(2) 調教師、調教師補佐及び騎手の免許業務を厳正に行った。特に競馬の公正確保及び不祥事再発の防止のため、競馬法遵守について誓約書を求めるなど、受験者の一層の自覚を促した。また、主催者が行う厩務員の認定に際し助言を行い、主催者が厳正に厩務員認定を行えるよう支援した。

① 調教師、調教師補佐及び騎手の免許

調教師、調教師補佐及び騎手の免許については、平地競走 3 回、ばんえい競走 1 回の免許試験を実施した。申請者延 884 名（調教師 494 名、調教師補佐 89 名、騎手 301 名）のうち延 800 名（調教師 461 名、調教師補佐 51 名、騎手 288 名）が合格し、延 792 名（調教師 461 名、調教師補佐 49 名、騎手 282 名）に対し免許した。

また、免許された者のうち死亡又は申請等により 15 名（調教師 7 名、騎手 8 名）の免許の取消を行った。

この結果、平成 30 年 4 月 1 日現在免許を受けている者は、784 名（調教師 457 名、調教師補佐 49 名、騎手 278 名）となった（資料第 4 表参照）。

このほか、指定交流競走等に関する特例により中央競馬の調教師について、延べ 1,057 名及び騎手延 669 名に対し免許した。

② 厩務員設置認定についての協力

主催者等が行う認定者に関して、あらかじめ調査依頼のあった 180 件について調査・回答を行い、厩務員設置認定に協力した。

平成 30 年 4 月 1 日現在の認定厩務員の数は 2,010 名である。

(3) 地方競馬教養センターにおいて、調教師及び騎手の養成、新人騎手の研修を実施するとともに、調教師、調教師補佐及び騎手に対して、事件・事故等の発生状況に応じ、協会本部、競馬場において研修を実施した。(資料第5表参照)

① 調教師、騎手の養成

ア 調教師の養成については、調教師課程（養成期間 1 ヶ月以内）を 2 回実施し、9 名が同課程を修了した。

イ 騎手の養成については、騎手課程（養成期間 2 ヶ年）第 96 期、第 97 期及び二期制再開による第 98 期の養成を実施し、このうち第 96 期 6 名が同課程を修了した。

② 調教師、騎手の訓練

調教師研修講座 3 回（計 17 名、うち補佐 1 名）、騎手研修講座 14 回（計 14 名）及び新人騎手研修 1 回(9 名)を実施した。

③ 教養センターの整備・活用

騎手候補生の生活安全確保と快適化を図るため、寄宿舎の改修工事に取り組みとともに訓練の監視体制強化と指導効率向上を図るための審判塔新築工事等を実施した。また、遊休施設の有効活用を図るため、既存厩舎の馬房を貸し付けた。さらに、「教養センター整備検討委員会」を設置し、将来的に安定して地方競馬の人材養成拠点としての役割を果たせるよう、教養センターの計画的な整備への取組を開始した。

(4) 競馬の公正確保の徹底した取組

① 主催者、競馬関係団体、協会が一丸となり「不祥事案ゼロ」を目指す取組として「全国公正確保対策推進会議」を設置、開催した。

② 主催者が行う公正確保対策委員会、禁止薬物発生防止協議会等の公正確保への取組の実施状況を確認し、さらなる徹底を依頼した。

③ 公正対策部会を開催し、指示事項、処分基準、裁決ハンドブックの必要な事項について改正を行った。

④ 主催者が行う厩舎関係者の講習会に講師を派遣したほか、調教師・騎手の免許更新半年後を目途に協会主催の現地研修会・個別指導を行い、事故発生防止に加え法令遵守にまで範囲を広げた指導を行った。

(5) 禁止薬物陽性馬の発生事案が 2 件あったことから、主催者と協力して訓示会、研修会等を通じて厩舎関係者の指導、教育を実施するとともに、再発防止策について協議を行い、競馬の信頼回復に努めた。

(6) 地方競馬の開催に際し、裁決、決勝審判、発走の専門職員延べ 4,971 名を派遣し、主催者と連携し公正かつ円滑な競馬の実施に努めた。(資料第 6 表参照)

また、専門職員を養成するために、基礎研修 3 回、業務別研修 6 回（裁決委員研修 2 回、決勝審判委員研修 1 回、発走委員研修 2 回、馬場管理委員研

修1回)計9回(延べ77名)を実施した(資料第7表参照)。

- (7) 競馬の公正確保のため、(公財)競馬保安協会が行う調査事業、(公財)競走馬理化学研究所が行う薬物検査事業、(一財)地方競馬共済会が行う共済事業及び全国公営競馬獣医師協会が行う事業に対して助成金を交付した。

また、競馬関係者の全国団体の日本地方競馬馬主振興協会、全国公営競馬調教師会連合会、全日本騎手連盟及び全国公営競馬厩務員連合会が行う研修会に対し講師を派遣し、助成金を交付した。

- (8) ギャンブル等依存症の対策

公営競技団体、地方競馬主催者、監督官庁との連絡調整業務を行い、各種必要な対応を行った。また、当協会も「お客様対策室」を新たに設置し、ギャンブル等依存症のお客様への窓口対応を実施した。

2. 畜産振興事業に対する補助

- (1) 畜産振興事業の実施

事業の実施に当たっては、補助の合理的かつ有効性の観点から必要な事業を重点化して行うこととし、国及び地方公共団体の畜産振興に関する方針及び競馬の売上の一部が畜産の振興に役立てられていることを国民一般に理解してもらうための次の事業について、その経費を補助した。(資料第8表参照)

- ① 馬(軽種馬を除く)の登録推進、優良種雄馬や農用種雌馬の導入、生産奨励金交付等の馬の改良増殖推進事業
- ② 酪農及び肉用牛経営等の畜産農家全般に対する経営指導を行うための経営診断、調査及び情報の収集・提供等の畜産経営技術指導事業
- ③ 馬全般の生産・衛生及び防疫等の調査・研究・指導等に関する畜産経営合理化事業
- ④ 競馬場での畜産フェア及び畜産のイベント会場等における競馬と畜産の関わりについての理解醸成を図る事業

- (2) 第三者委員会における事業実施主体候補者の選定及び事後評価

上記事業の透明性の確保と効果的な実施を図るため、外部の委員で構成する第三者委員会において事業実施主体候補者の選定及び事後評価を行った。

3. 競走馬生産振興事業に対する補助

軽種馬資源を安定的に確保し、競馬施行の円滑な推進に資するため、軽種馬の登録、生産改良対策、新馬流通対策、衛生対策及び競走馬の生産地における生産振興・流通対策等の次の事業について、その経費を補助した。(資料第9表参照)。

- (1) 軽種馬の登録、生産改良対策等の改良増殖推進事業及び軽種馬の流通の活

性化を図るための優良2歳馬導入促進事業

- (2) 軽種馬の生産育成地等における繁殖馬及び育成馬への防疫のため予防接種を行う軽種馬防疫衛生対策事業
- (3) 軽種馬生産技術・経営指導者、担い手等の養成、優良繁殖馬の導入、放牧地・採草地の軽種馬生産基盤整備、海外販路拡大のための流通促進対策等の経営基盤強化対策事業

4. 馬産地再活性化緊急対策事業に対する補助

馬生産経営継続者のための長期・低利資金を融通する融資機関への利子補給等を行う馬経営基盤強化資金融通事業について、馬産地再活性化緊急対策事業が終了した平成26年度までの採択分について、利子補給及び保証債務の弁済を行った。

5. 開催の日取りその他競馬の開催に関する調整・助言

平成24年度に運営委員会で議決された「競馬開催日程及び番組編成の調整方針」に従い、全国的な視野に立った開催日程や番組編成の調整・助言を行うとともに、主催者間の競合回避や地方競馬全体での競走の体系化を図るため以下の取組を行った。

(1) 開催日程に関する調整

次年度の開催日程の設定に関して、開催日割に関する主催者間の情報交換会を開催し、開催場数の適正化を推進するとともに、JRAインターネット投票を利用した地方競馬の勝馬投票券の発売（以下「地方競馬JRAネット投票発売」という。）における基幹競走ⁱの選定に際し、基幹競走の競合回避や発売機会を最大限確保するための調整を行った。

(2) 番組編成に関する調整

ダートグレード競走ⁱⁱ及びシリーズ競走ⁱⁱⁱがそれぞれの実施目的を果たし、競走の質的向上が図られるよう、年間スケジュールの中で適切に編成されるとともに、これらの競走の同日実施を避け、できるだけ多くの発売チャンネルにより、年間を通じてお客様に楽しんでいただける環境を提供することを目指した調整を行った。

(3) 「競馬開催日程及び番組編成の調整方針^{iv}」の改定

法改正に伴う認定競馬活性化計画を推進するために「競馬開催日程及び番組編成の調整方針」を見直し、売得金額シェア約7割を占めるようになったインターネット投票発売を最大限活用した競馬開催日程及び発走時刻の調整のほか、競走の魅力を高めるために「地方競馬における強い馬づくり計画」を番組面からも推進する方針を新たに定めた。

6. 地方競馬の活性化の推進

地方競馬のさらなる活性化（地方競馬が自立して将来にわたり継続、発展するための基盤構築）を図るため、競馬法改正に向けて農林水産省のもと競馬主催者と一体となって取り組み、臨時措置の延長がなされた。また、平成29年度の各取組については、地方競馬の意見集約に向けて主催者間の調整を行い、中央競馬との連絡調整を進め、また、競馬活性化事業その他の事業の実施により主催者の支援を行った。

(1) 競馬の魅力の向上

質の高い競走、地方競馬の特色を生かした競走の提供や、地方競馬の魅力の向上を図るため、以下の取組を行った。

① 馬主及び馬の確保

中央競馬の馬主及び馬主登録申請者を地方競馬に誘導する取組を実施したほか、馬主確保のための広報を実施した。

また、2歳馬の導入に対する馬主の意欲向上のため、「未来優駿プロジェクト」として、未来優駿の実施と併せ、2歳馬競走への付加賞金の交付事業（優良2歳馬導入促進事業）を実施するとともに、競馬関係団体に対し、同事業の周知に努めた。

さらに、地方競馬における競走馬資源の確保策の一環として、主催者幹部職員を対象にした軽種馬生産の実情視察（軽種馬生産地現地検討会）を行った。

② 交流の活性化による番組の充実

ダートグレード競走及びシリーズ競走を通じて交流を活性化し、競走の魅力の向上や、地方競馬の有力馬の対戦機会のさらなる創出を図るため、有力馬の出走を促す褒賞金制度等の競走振興事業を実施するとともに、新たにJRAと地方競馬の若手騎手によるヤングジョッキーズシリーズ（YJS）、地方競馬の3歳チャンピオンを決める3歳秋のチャンピオンシップの二つのシリーズ競走を主催者と連携して創設した。

③ 交流競走等の円滑な実施

ダートグレード競走及びシリーズ競走等の円滑な実施を図るとともに、その体系の整備・維持、着実な実施を図るため、主催者及びJRAとの調整、生産者団体への支援依頼、ダート競走振興会議の開催、JBC実行委員会の開催、競走の格付けに関する日本グレード格付け管理委員会への協力、国際競走及びJRA騎手招待競走に係る調整等の各種業務を行った。

④ レーティングの実施

競馬開催国の責務として国際的に求められ、競走の格付けにおいても活用される競走馬のレーティング作成に係る業務について、JRAハンデキャッパーと協力し着実に実施した。

⑤ 強い馬づくりへの取組

競走の魅力の向上を支える有力馬の輩出に向け、「地方競馬における強い馬づくり計画」を地方競馬全体の目標として策定し、協力して取り組むこととした。また、同計画に先行し、競走馬の質の向上を図るため坂路等を備えた民間育成施設の利用を支援する「強化指定馬制度」を試行実施し、平成 29 年度においては 2 歳競走の成績に基づき 4 頭の指定を行った。

(2) 競馬の魅力の伝達

お客様の地方競馬への認知度を高め、より多く参加いただくため、以下の支援を行った。

① 中央競馬との相互発売の拡充に向けた事業への支援

地方競馬 J R A ネット投票発売及び地方競馬の施設における中央競馬の勝馬投票券の発売（以下「J - P L A C E 発売[®]」という。）について、以下の取組を行った。

【地方競馬 J R A ネット投票発売の拡充に向けた支援】

- ・地方競馬 J R A ネット投票発売の対象となる競走について、スポーツ紙への馬柱の掲載及び競馬雑誌への発売日程や記事広告の定期的な掲載
- ・ダートグレード競走を始めとする主要な競走及び日曜日の一部の日における基幹競走等について、グリーンチャンネルでの放映
- ・レース展望番組「競馬展望プラス」の地上独立テレビ局による放映
- ・地方競馬 J R A ネット投票発売スケジュールを掲載した「地方競馬ポケット版レーシングスケジュール」の作成
- ・主要な広告ツールとなっているインターネットを介した W E B 広告
- ・中央競馬との連携事業である Y J S 競走の発売促進広報（上記事業のうち、馬柱の掲載、グリーンチャンネルでの放映、特設サイトによる W E B 広告）

【J - P L A C E 発売等の拡充に向けた支援】

- ・ J - P L A C E 発売やウインズの受託発売に関して、主催者が実施した新聞広告、交通広告等の情報提供に対して、その経費を補助した。（資料第 10 表参照）
- ・各主催者が行う J - P L A C E 発売等について、システムの運用に対する支援を行った。

② 特定の期間の広報

年間を通して競馬への参加が多い年末年始において、地方競馬全体を盛り上げるための集中的な広報を競馬活性化事業として実施し、その実施効果の検証を行った。

また、年末年始に加えて、主要なレースが多く実施され、お客様の注目や参加が期待できるゴールデンウィークやお盆期間についても集中的な

広報を実施した。

③ 来場促進イベントの全国的な展開

競馬場周辺の観光やグルメに関する情報を掲載した「るるぶ特別編集 地方競馬へ行こう！」を発行し、スタンプラリーと連携させることで、新たに「旅うまチャレンジ」事業を立ち上げ、幅広い方々に競馬場への来場意欲を促進する事業を行った。

④ 地方競馬の公益性の周知及びイメージ向上

全国和牛能力共進会（宮城）、JBC競走（大井）、ばんえい記念（帯広）において、畜産振興や自治体への財政貢献をはじめとした地方競馬の公益性について広く理解されるためのサンプリング活動を行った。

⑤ 地方競馬情報サイト等を通じた情報発信

- ・ 出走表、オッズ、レース映像、レース結果等の競馬開催情報をリアルタイムで提供し、お客様の参加を促進した。
- ・ レースハイライト、地方競馬に関する連載記事及び特集コーナーを盛り込んだオンラインマガジン「WEBハロン」を配信した。
- ・ 地方競馬の話題や各競馬場における出来事について、お客様及びマスコミに対して発信した。
- ・ Facebook やツイッターを活用して情報発信し、お客様との交流を図った。
- ・ 地方競馬情報サイト「KEIBA.GO.JP」のデザインやレイアウトをお客様の視点から見直し、平成30年1月にリニューアルを行った。また、お客様への新たな情報提供手段として、プッシュ機能を備えたスマートフォン用アプリ「ケイバGO!-情報アプリ」を制作し、平成29年4月から運用を開始した。

⑥ メディアを介した情報発信

ダート交流重賞競走及びシリーズ競走について、新聞や雑誌等に紹介記事を掲載した。

また、スポーツ紙等のマスコミに対し、恒常的な開催情報の配信や意見交換の場づくり等、積極的に地方競馬に関する情報の提供を行った。

⑦ 地方競馬の表彰式典の開催

関係者の功績を称えるとともに、お客様との直接的な交流の場及びマスコミを通じて地方競馬に関する話題を提供する場として、「NARグランプリ2017」を開催し、成績優秀な競走馬、調教師及び騎手等の表彰を行った。

(3) お客様の利便性の維持・向上

お客様への競馬情報の提供や勝馬投票券の発売に必要なシステム・ネットワークの円滑な運用に努めたほか、主催者の新任担当者を対象とする端末操作研修の実施やシステムの不具合の発生を想定した合同訓練を実施

するなど、システムの運用手順の整備やその徹底を図った。

また、機器サポート期間が終了する地方競馬共同トータリゼータシステム及び地方競馬統合ネットワークシステムについては、それぞれ第2期システムにおいて、発売場数の拡大機能等の追加、効率的な動画圧縮技術の導入等を行い、すべての移行を完了した。

(4) 主催者が行うその他活性化事業への支援

全主催者が参画して構築した第2期地方競馬共同トータリゼータシステムの構築、第2期地方競馬統合ネットワークシステムの構築及び佐賀県競馬組合の走路照明設備等の整備に対して、その経費を補助した。(資料第10表参照)

7. 国際化に向けた役割の遂行

(1) 海外競馬統括機関及び競馬関係者との連絡調整、国際交流競走における海外競馬関係者との連絡調整及び競走馬の輸入に係る検疫業務の支援を行った。

(2) 競馬の国際化対応の一環として、国際競馬統括機関連盟(IFHA)年次総会及び国際会議(第50回パリ国際競馬会議)に職員を派遣した。

各国の競走ルールと裁決事項についての情報収集を行うためIFHA分科会「競走ルールの調和に関する委員会」(香港)に職員を派遣した。

(3) 米国のジョッキークラブインフォメーションシステムズ社に対する地方競馬関係の競走成績等の提供、英文要覧の作成配布により地方競馬の概要等についての情報の周知を図った。なお、本業務の実施についてはJRAと調整を行い、6月末(宝塚記念)をもって事業は廃止した。(廃止後はJRAが委託する民間会社にて業務が継続されている。)

8. 適切な事業運営の確保

(1) 中長期的の財務見通しを作成し、システム更新等の大型インフラ整備等について計画的に事業を実施するなど、健全な財政運営となるよう努めた。

(2) 組織力の維持及び向上を図るため、計画的な新規職員採用及び社会人枠採用により人員を確保するとともに、職務に応じた研修を実施することにより人材の育成を図った。

(3) 畜産振興補助事業、競走馬生産振興補助事業、競馬活性化補助事業及び競馬公正化促進事業等助成事業の適正化と効率化を図るため、39団体131事業(中央団体:15団体34事業、地域団体:24団体97事業)の監査を実施した。また、畜産振興補助事業については、外部監査法人による業務監査を実施した。

(4) 協会業務の適正かつ効率的な運営に資するため、監事監査と連携して内

部監査を実施したほか、監査法人による会計監査を実施し、事業運営の一層の適正化に努めた。

Ⅲ. 各種会議の実施状況

1. 運営委員会の開催

- ① 第1回運営委員会を平成29年6月20日に開催し、「平成28年度事業報告及び決算」について審議した。
- ② 第2回運営委員会を平成30年3月8日に開催し、「平成30年度事業計画及び予算」並びに「競馬開催日程及び番組編成の調整方針」について審議した。
- ③ 第3回運営委員会を平成30年3月20日に開催し、「競馬活性化計画の認定申請に関する協会の意見」及び「地方競馬全国協会定款の一部変更」について審議した。
- ④ 第4回運営委員会を平成30年3月23日（書面表決）に開催し、「競馬活性化計画の認定申請に関する協会の意見」について審議した。

2. 評議員会の開催

- ① 第1回評議員会を平成29年6月16日に開催し、「平成28年度事業報告及び決算」について審議した。
- ② 第2回評議員会を平成30年3月6日に開催し、「平成30年度事業計画及び予算」について審議した。
- ③ 第3回評議員会を平成30年3月19日（書面表決）に開催し、「地方競馬全国協会定款の一部変更」について、審議した。

3. 地方競馬活性化会議の開催

以下の事項について審議するため、計7回の地方競馬活性化会議を開催した。

- ① 平成28年度の事業報告及び決算
- ② 平成30年度の事業計画及び予算
- ③ 地方競馬における強い馬づくり計画について
- ④ 地方競馬開催日程及び番組編成の調整方針について
- ⑤ 地方競馬活性化計画の平成28、29年度の年度検証について
- ⑥ 次期競馬活性化計画について
- ⑦ 平成29、30年度地方競馬活性化事業について
- ⑧ 平成30年度地方競馬JRAネット投票発売について
- ⑨ 第2期地方競馬共同トータリゼータシステムの構築について
- ⑩ 第2期地方競馬統合ネットワークシステムの構築について
- ⑪ 次期IRISの構築について
- ⑫ 次期地方競馬開催情報配信システムについて

- ⑬ 地方競馬映像配信システムの延伸利用について
- ⑭ パトロールビデオ及び決勝写真の地方競馬情報サイト上での公開について
- ⑮ 地方競馬オッズ表示システム（仮称）の構築について
- ⑯ 不祥事案ゼロへの取り組みについて
- ⑰ 処分基準等の改正について
- ⑱ 各部会からの検討状況報告
- ⑲ ギャンブル等依存症対策 ほか

4. 委員会の開催

- ① 馬主登録の適否について審議するため、馬主登録審査委員会を 5 回開催した。
- ② 調教師及び騎手の免許試験の合否を判定するため、調教師・騎手免許試験委員会を 3 回開催した。
- ③ 騎手候補生の入所試験の合否を判定するため、騎手候補生入所試験委員会を 2 回開催した。
- ④ 畜産振興補助事業の事業実施主体候補者の選定を行うため、畜産振興補助事業審査委員会を 2 回開催した。
- ⑤ 平成 28 年度に実施された補助事業の事後評価を行うため、畜産振興補助事業評価委員会を 3 回開催した。

IV. 借入金、財政投融资資金及び国庫補助金等による資金の調達状況

該当なし

V. 子会社及び関連会社並びに関連公益法人等（平成 30 年 3 月 31 日現在）

1. 子会社及び関連会社並びに関連公益法人等の状況

- ① 協会の子会社：1 社 【(株)日本レーシングサービス】(株式所有)
- ② 協会の関連会社：該当なし
- ③ 協会の関連公益法人等：2 財団法人【(一財)地方競馬共済会、(公財)畜産近代化リース協会】(出捐)

2. 子会社の名称、住所、資本金、事業内容、役員数、代表者の氏名、従業員数、協会の所有する議決権の総数に対する割合及び協会との関係

<株式会社 日本レーシングサービス>

- ① 住 所 東京都品川区東品川 2-2-20 天王洲郵船ビル 4F
- ② 資本金 1 億 1 千万円(発行済株式総数 2,200 株)
- ③ 事業内容
ア 地方競馬の勝馬投票に関する情報の集計及び伝達業務

- イ 地方競馬の開催関連業務、場外勝馬投票券発売所の設置・運営及び維持・管理並びに競馬の勝馬投票券発売システムその他競馬開催に係る機械設備の設置及び運用・保守管理業務
- ウ 地方競馬場外発売に関する企画・コンサルティング及び運営、管理のためのサービス提供等の業務
- エ 地方競馬及び畜産に関する調査研究、資料の収集並びに情報提供業務
- オ 地方競馬及び畜産に関する図書、印刷物の出版、映像ソフトウェアの製作及び販売業務等
- カ 中央競馬の勝馬投票券発売に関する業務並びに関連する施設の設置運営及び維持管理業務

- ④ 役員数 6人(内常勤：2人)
- ⑤ 代表者の氏名 代表取締役社長 川名部 哲夫
- ⑥ 従業員数 37人
- ⑦ 協会の出資額及び所有する議決権の総数に対する割合 1億円、91%
- ⑧ 協会との関係

地方競馬の円滑な実施の推進を図るため、場間場外発売の勝馬投票に関するデータの集計及び伝達を適切に行うことは極めて重要なことであり、協会は、これらの事業を行う株式会社日本レーシングサービスに出資するとともに人的支援も行っている。また、主催者からの委託により共同T Z Sの運用を担っており、その業務の重要性はさらに高まっている。

3. 関連公益法人の名称、住所、基本財産、事業内容、役員数、代表者の氏名、職員数及び協会との関係

<一般財団法人 地方競馬共済会>

- ① 住所 東京都港区麻布台 2-2-1
- ② 基本財産 1億8千万円
- ③ 事業内容
 - ア 調教師、騎手及び厩務員並びにその遺族に対する共済事業
 - イ 各種の共済制度に関する調査研究等
- ④ 役員数 11人(内常勤：2人)
- ⑤ 代表者の氏名 理事長 塚田 修
- ⑥ 職員数 3人
- ⑦ 協会の出捐額 900万円
- ⑧ 協会との関係

地方競馬の調教師、騎手及び厩務員等に対する福利厚生の実施を図ることは、競馬の公正確保のために極めて重要である。よって、協会はこれらの事業を行う一般財団法人地方競馬共済会に対し出捐し、事業推進に要する経費の一部を助成するとともに人的支援も行っている。

<公益財団法人 畜産近代化リース協会>

- ① 住 所 東京都港区六本木 2-1-13
- ② 基本財産 2,500 万円
- ③ 事業内容
 - ア 畜産振興上必要な機械、施設等の貸付
 - イ 乗馬施設の貸付、乗馬普及
 - ウ 地方競馬の用に供する機械等の貸付
 - エ 畜産及び馬事振興に関する調査研究又は普及、啓発等
- ④ 役員数 9 人(内常勤：3 人)
- ⑤ 代表者の氏名 理事長 石木 俊治
- ⑥ 職員数 12 人
- ⑦ 協会の出捐額 2,000 万円
- ⑧ 協会との関係

我が国の畜産及び主催者の経営合理化に資するため、畜産及び競馬関連機器等のリース事業は、限られた財源の有効活用を図るために極めて重要である。よって、協会は、これらリース事業を行う公益財団法人畜産近代化リース協会に対し出捐するとともに助成を行っている。

VI. 協会が対処すべき課題

平成 29 年度の重点業務の一つとして競馬の公正確保を掲げて取り組んだものの、禁止薬物陽性事案等が発生した。今後さらに再発防止に向けた取組として「全国公正確保対策推進会議」などを通じ、対策の強化に努めるとともに、関係者一丸となって公正確保の更なる徹底を図っていく。

また、平成 29 年度の売上げは、競馬活性化補助事業などの地方競馬主催者の取組により 6 年度連続の対前年度売上げ増という状況となり、各主催者の収支状況は改善してきた。

しかし、これまで大幅に削減してきた賞金・諸手当の回復や施設・設備の改修等の取組が遅れている状況に変わりはない。

今後は、地方競馬の将来にわたる継続、発展に向け、「強い馬づくり計画」に係る環境整備や全国的な来場促進の取組を進めて、各地方競馬主催者の経営基盤を確たるものとし、その結果、競馬活性化補助事業による支援措置から自立することで、競馬法の趣旨である畜産振興へのさらなる寄与及び全ての主催者が構成団体への繰出金を支出する地方財政への一層の寄与を目指していく必要がある。このような展望のもと、平成 30 年度は、競馬法改正初年度にあたることを踏まえ、5 年間で取り組む各事業を方向付ける重要な年となる。

したがって、競馬活性化補助事業を有効に活用しつつ、「魅力ある競走」に

よって地方競馬の商品力を高め、これまで以上にお客様に満足いただくことにより地方競馬のさらなる売上増加に向け努力して行くとともに、今後とも地方競馬が将来に亘って魅力的かつ健全な娯楽としてお客様に楽しんでいただき、競馬開催の売上げを活用して十分な社会貢献を果たして行けるよう、地方競馬主催者と連携して上記の課題の解決に向けた取組を積極的に推進して行く。(了)

-
- i JRA インターネット投票における地方競馬の発売を実施する際にメインとして設定される競走。重賞競走等が充てられる。
 - ii 中央競馬、地方競馬の所属に関わらず、優れたダート適性馬の出走機会を確保し、生産に還元すべき優良馬を選定する競走（ダート交流重賞競走）のうち、日本グレード格付け管理委員会により、格付けを承認された競走。現在、JBC 競走を始めとする 40 競走が、地方競馬の主催者によって実施されている。
 - iii 地方競馬における複数の競走を目的によってグループ化することで、単体の競走では備わりにくい付加価値を生み出すために整備された競走群。現在、以下の 5 シリーズのほか、3 歳秋のチャンピオンシップ、ヤングジョッキーズシリーズ等もある。
 - ・ダービーシリーズ
ジャパンダートダービーに向けた各地区の有力馬を選定するとともに、ダービー競走の祭典性を高め、地方競馬の 3 歳競走へのお客様の関心を高める。8 競走を実施。
 - ・未来優駿
未来優駿プロジェクトの一環として地方競馬の将来を担う 2 歳馬の競走を振興し、お客様の関心の高まり及び生産・流通への寄与を図るとともに、全日本 2 歳優駿等のダート交流重賞競走に向けた地方競馬有力馬の発掘を図る。7 競走を実施。
 - ・グランダム・ジャパン
生産・流通における牝馬の価値向上やダート交流重賞競走への有力馬育成を図るとともに、牝馬競走の魅力を高めてお客様に提供する。古馬 8 競走、3 歳 8 競走（うち 2 競走は 28 年度実施）、2 歳 7 競走の計 23 競走実施。
 - ・スーパージョッキーズトライアル
日本中央競馬会が実施する国際騎手招待競走に向け、全国のリーディングジョッキーによる地方競馬代表騎手選定競走を実施し、お客様に地方競馬が誇る騎手の魅力をアピールする。金沢、盛岡、園田の 3 競馬場で各 2 競走の計 6 競走実施。
 - ・スーパースプリントシリーズ
短距離でのスピードに特化した競走をお客様に楽しんでいただくとともに、個性派スターホースを発掘して地方競馬の短距離馬の有力馬層の拡大を図る。6 競走を実施。
 - iv 平成 29 年度第 2 回運営委員会において議決された。
 - v 地方競馬の投票システムを用いて発売する施設を J - P L A C E、中央競馬の投票システムを用いて発売する施設をウインズと呼んでいる。